

厚木市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出等)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出及び同条第4項の規定による区分の変更の届出は、第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、第2号様式により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第4条 市長は、前2条の規定により届出があった事項について、国、都道府県及び他の市町村に対して、必要に応じ情報を提供することができる。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。